

事務局

第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【内 容】

令和7年12月2日（火）に開催されました「第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会」について、その概要を報告します。

当海区委員会からは、倉幹夫 委員が（WEB）出席

【添付資料】

報告資料 委員会の結果概要

参 考 配付資料（一部抜粋）
（議事次第、委員名簿、関連資料）

第 46 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会について (結果概要)

1 開催日時 令和 7 年 1 2 月 2 日 (火) 午後 1 : 0 0 ~ 3 : 3 0

2 開催場所 A P 東京八重洲 13 階 「A+B ルーム」
東京都中央区京橋 1-10-7 K P P 八重洲ビル
※ W E B 会議併催

3 出席者

主催者 ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会 田中会長

その他 ・ 北海道から山口県までの日本海側の道府県及び大分県と宮崎県を除く九州 5 県と沖縄県の広域漁業調整委員会道府県互選委員及び、農林水産大臣選任（漁業者代表及び学識経験）委員
・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構職員
・ 新潟、境港、九州の各漁業調整事務所及び、本庁資源管理部管理調整課の水産庁職員

4 議 題

(1) 委員の改選に伴う対応について

会長職務代理者の互選について、前任の山口県選出の中島委員の後任として、大臣選任の波積委員が選出された。

くろまぐろ遊漁専門部会の委員について、前任の山口県選出の中島委員の後任として、当委員会の倉委員が選出された。

(2) 令和 7 年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について

新しい指示の内容が日本海・九州西広調委指示第 8 2 号 (案) として示され承認された。

くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため、令和 8 年度から届出制を導入。概要は以下のとおり。

- ① 管理期間：令和８年４月１日から令和９年３月３１日
- ② 対象者：(1) 遊漁者、(2) 遊漁船業者、(3) 遊漁船以外の船舶を運航する者
- ③ 手続き：(1) 遊漁者は、管理期間中にくろまぐろ(大型魚)を採捕する場合、最初に採捕をしようとする日の１営業日前までに委員会に届け出なければならない。
- (2) 遊漁船業者は、管理期間中にくろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内する場合、使用する船舶ごとに令和８年１月１日から同年３月２０日までに委員会に届け出なければならない。
- ※委員会会長が別に定める要件に適合する者は、届出期間が異なる。
- (3) 遊漁船以外の船舶を運航する者は、管理期間中にくろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場へ赴く場合、使用する船舶ごとに令和８年１月１日から同年３月２０日までに委員会に届け出なければならない。
- ※委員会会長が別に定める要件に適合する者は、届出期間が異なる。
- ※遊漁船以外の船舶を運航する者が、自ら、くろまぐろ(大型魚)を採捕する場合、別途、(1) 遊漁者の届出が必要。
- ④ 届出事項の変更：上記③の手続きにより届出をした者は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に変更の届出をしなければならない。
- ⑤ 届出番号の交付：委員会は、上記③の手続きにより届出を受け付けた際には、届出者ごとに番号を遅滞なく交付する。
- ⑥ 指示の有効期間：令和８年１月１日から令和９年３月３１日
- ⑦ 届出の方法：水産庁ホームページの届出用サイトへの入力、電子メールによる送信に加え、LINEを利用した届出も可能。

(3) 太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について

日本海・九州西広調委指示第79号を一部改正する指示として第83号(案)として示され承認されるとともに、指示第79号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろ採捕に関する事務取扱要領及び指示第79号の6に基づく遊漁者のくろまぐろ採捕の制限の違反者への対応方針が一部改正された。

指示第79号の改正概要等は以下のとおり。

- ① 指示第79号の4の(1)に定める報告事項に「届出番号」を新設。
- ② 指示第79号の項目番号の修正。
- ③ 施行日：令和8年4月1日

(4) 沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について、令和7年4月時点での承認数の報告があった。本府関係分は「日本海・九州西広調委」承認の255件。（＊「日本海・九州西広調委」全体で9,179件）

日本海・九州西広調委指示第78号に違反した事例として、本府沖合でくろまぐろを遊漁により採捕し店舗で提供したため、漁業を営んだとされた事例の報告があった。

(5) 広域資源の管理について

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚類等の資源管理の取組状況について報告があった。

(6) その他

TAC資源の拡大に向けた水産資源ごとの検討状況、令和8年度水産関係予算の概算要求の内容及び広域漁業調整委員会の今後の役割について報告があった。

次回の委員会は、令和8年2月26日に、東京都にて開催。

第 46 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 7 年 12 月 2 日（火） 13：00～

場 所：AP 東京八重洲 13 階 A+B ルーム

（東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）委員の改選に伴う対応について

① 会長職務代理者の互選について

② 部会に属すべき委員の指名について

（2）令和 7 年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について

（3）太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について

（4）沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

（5）広域資源の管理について

① 部会における取組

② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ

（6）その他

① T A C 資源拡大に向けた検討状況について

② 令和 8 年度資源管理関係予算について

③ 広調委の今後の役割等について

④ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年 6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区 分		氏 名	現 職
道府県互選	北海道	工藤 幸博 ユキヒロ	檜山海区漁業調整委員会 会長
	青森県	立石 政男 マサオ	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理
	秋田県	大竹 敦 アツシ	秋田海区漁業調整委員会会長代理
	山形県	加藤 栄 サカエ	山形海区漁業調整委員会会長
	新潟県	土屋 貞男 サダオ	新潟海区漁業調整委員会会長
	富山県	網谷 繁彦 シゲヒコ	富山海区漁業調整委員会会長
	石川県	勝木 省司 シヨウジ	石川海区漁業調整委員会会長
	福井県	浦谷 俊晴 トシハル	福井海区漁業調整委員会委員
	京都府	倉 幹夫 ミキオ	京都海区漁業調整委員会委員
	兵庫県	川越 一男 カズオ	但馬海区漁業調整委員会会長
	鳥取県	山根 慎司 シンジ	鳥取海区漁業調整委員会委員
	島根県	永松 正則 マサノリ	島根海区漁業調整委員会会長
	山口県	仁保 宣誠 ムベナリ	山口県日本海海区漁業調整委員会委員
	福岡県	富重 信一 シンイチ	筑前海区漁業調整委員会会長
	佐賀県	伊藤 史郎 シロウ	松浦海区漁業調整委員会委員
	長崎県	大久保 照享 テルタカ	長崎県北部海区漁業調整委員会委員
	熊本県	山田 雅章 マサアキ	天草不知火海区漁業調整委員会委員
	鹿児島	阿久根 金也 キンヤ	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長
	沖縄県	藤田 喜久 ヨシヒサ	沖縄海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二 ユウジ	山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広 タカヒロ	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき サトウ	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫 ヤスオ	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男 リキオ	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平 ヨウヘイ	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信 トクシン	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理 マリ	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次 エイジ ▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅 ヒロキ	アグリフューチャージャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

令和7年度（4月～11月）の くろまぐろ遊漁の管理について

令和7年11月
水産庁

I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。

- (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
- (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・ 採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・ 採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）

- (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止(※)。

【※ 採捕禁止の運用について】

- ・ 年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
- ・ 各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。

- (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】

くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New !

令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

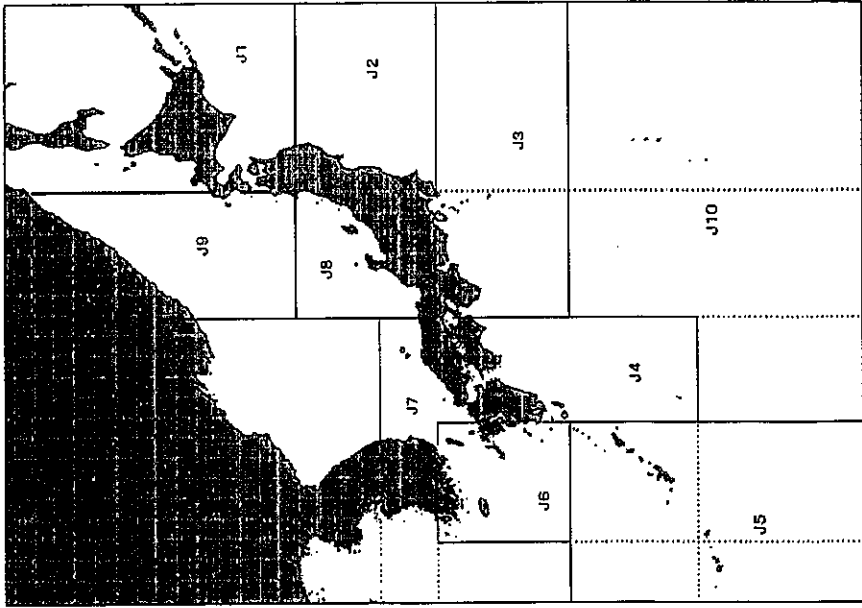
Ⅱ. 令和7年度における採捕状況について（4月～10月）

- 令和7年度は、毎月5トンで管理を行うこととしたところ。
- 6月及び7月において、予想以上に採捕数量が積み上がり、8月時点で採捕数量は38.8トン。
- 今年度、採捕数量は60トン内で管理する必要。
 - ・ 9月以降の管理方法を検討するため、「くろまぐろ遊漁専門部会」を開催。
 - ・ 専門部会における議論の結果、令和7年9月から令和8年3月までの遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕については、各月の採捕上限を3.0トンとすることが決定。

【4月から10月までの採捕実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン
採捕禁止 期間	4月9日～ 4月30日	5月14日～ 5月31日	6月5日～ 6月30日	7月4日～ 7月31日	8月4日～ 8月31日
主な 採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8海域
時期	9月	10月	11月		
採捕上限	3トン	3トン	3トン		
採捕数量	0.8トン	2.2トン	1.6トン		
採捕禁止 期間	—	—	—		
主な 採捕海域	J1 海域	J1 海域	J1、J2 海域		

令和7年11月27日（木）時点
までの採捕実績：43.4トン



1. 超過分について

○ 令和6年度までは、総採捕数量40トンを超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から差し引いて管理している。

（例）令和4年度の総採捕数量：42.6トン

令和5年度の総採捕数量：37.4トン（40トン－2.6トン（令和4年度超過分））

今後も同様に、総採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から0.1トン単位で差し引くこととする。

2. 未利用分について

○ 漁業においては、前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すことができる。

漁業と同様に、未利用分が発生した場合には、当初の総採捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰り越すこととする。

（例1）令和7年度の総採捕数量が54.1トンだった場合（未利用分5.9トン）

令和8年度の総採捕数量は65.9トン（60トン+5.9トン（令和7年度の未利用分））

（例2）令和7年度の総採捕数量が50.0トンだった場合（未利用分10.0トン）

令和8年度の総採捕数量は66.0トン（60トン+6.0トン（令和7年度の未利用分のうち繰り越し可能な数量））

IV. 委員会指示違反への対応について

- 水産庁は、疑義情報等から、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処しているところ。
- 現時点で、計12件の裏付け命令を発出。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚を採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	小型魚の採捕
令和7年7月	石川県小港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過

※ 令和6年度の裏付け命令発出実績：計11件

※ 令和7年10月27日（月）時点

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号（案）の概要

1. 届出

(1) 遊漁者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の 1 営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

(2) 遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

(5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十二月二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「管理期間」 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。
- 3 「日本海・九州西海域」 法第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、二十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。
- 6 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 届出

1 遊漁者

管理期間中に日本海・九州西海域において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

- (一) 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2 遊漁船業者

管理期間中に日本海・九州西海域において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 遊漁船登録番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に日本海・九州西海域において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4 1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5 1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6 2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7 3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8 委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号の二の 2 及び 3 に基づく委員会会長が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針（案）

令和 7 年 12 月 2 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号（以下「委員会指示」という。）の二の 2 及び 3 のただし書に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示の二の 2 及び 3 で定める届出期間外に届出しようとする者（以下「期間外届出者」という。）は、次の表の左欄で定める要件により届出を行えなかった場合は右欄で定める書類の写しを添えて届出を行うものとする。

要 件	提出する書類
(1) 新たに船舶を取得した場合	船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書及び以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 7 条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 ② 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票
(2) 漁船登録をしている漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けた場合	以下の書類。 ① 船舶安全法第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書 ② 漁船法第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票
(3) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項に基づき、新たに登録を受けた場合	以下の書類のいずれか。 ① 遊漁船業の適正化に関する法律第 5 条第 2 項に基づく通知 ② 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第 37 号）第 18 条第 1 項第 1 号で定められた様式のうち、別記様式第 8 号
(4) 被災した結果、委員会指示に定める届出期間に届出を行えなかった場合	以下の書類のいずれか。 ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書） ② 各自治体が発行する被災証明書

- 2 水産庁は、上記 1 の届出があった場合は速やかに期間外届出者に対し確認を行い、上記 1 の表の左欄の要件により届出期間内に届出を行えなかったと認められる場合には、届出を受付けることとし、後日、会長及び日本海・九州西広域漁業調整委員会に報告を行う。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号の四に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和7年 12 月 2 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号(以下「委員会指示」という。)の四に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

1. 届出の方法

委員会指示の二に定める届出は、水産庁ホームページ「クロマグロ遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html)に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも届出が出来ない場合は、代替の方法も可とする。



(1) 届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、届出用の電子フォームに入力する。

(2) 電子メールによる送信

届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、電子ファイルをメールアドレス [jfa_bluefin_rec★maff.go.jp](mailto:jfa_bluefin_rec@maff.go.jp) 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

2. 届出に関する留意事項

(1) 委員会指示の二に定める届出は、参考資料に記載する海域ごとに、その海域に設置された広域漁業調整委員会に提出すること。

(2) 委員会指示の二の1の届出を行うに当たっては、届出時に以下の内容が判明している場合は、その内容も記載して届け出ること。

ア (遊漁船を使用する場合) 船名、遊漁船が登録されている都道府県名、遊漁船登録番号

イ (遊漁船以外の船舶を使用する場合) 船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号

ウ カヤックやスタンドアップパドルボート(SUP)等を利用する場合

エ 入出港しようとする場所

オ 予定しているくろまぐろの採捕(釣り)の方法

(3) 委員会指示の二の2の届出を行うに当たっては、遊漁船が登録されている都道府県名を記載して届け出ること。

(4) 委員会指示の二の2又は3の届出を行うに当たっては、使用しようとする船舶ごとに届け出ること。

(5) 委員会指示の二の2の(四)及び3の(四)に定める入出港しようとする場所は、都道府県名及び漁港又は港湾の名称等を記載すること。

3. 個人情報等の取扱いについて

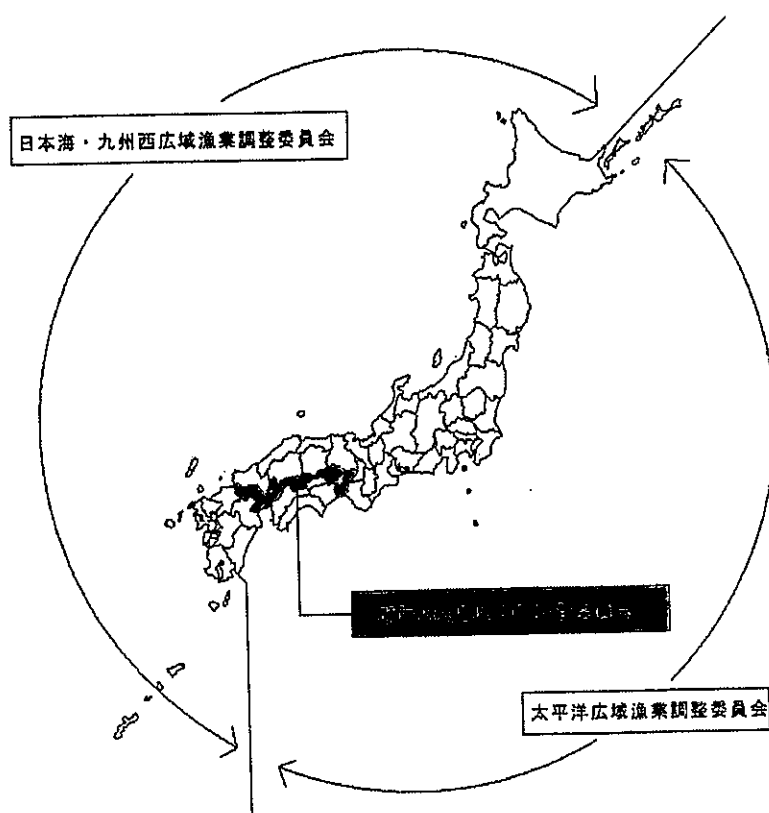
届出のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、委員会の事務局(水産庁)から問い合わせることがある。

漁業法(昭和24年法律第267号)第152条第2項で定める
広域漁業調整委員会の海域の区分

太平洋	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域 一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分引いた線 二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線 三 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線 五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点(次号において「A点」という。)に至る直線 六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十四分四十四秒の点(次号において「B点」という。)に至る直線 七 B点から百八十度に引いた線
日本海・九州西	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域
瀬戸内海	次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域 一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号の四に基づく遊漁者等のくろまぐろの採捕に関する届出制の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 12 月 2 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号（以下「委員会指示」という。）の四に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示に基づく届出制の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局等と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

- 2 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は、会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に			
届出対象	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者
	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報（遊漁船を利用する場合） ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 ○ 遊漁船以外の船舶を利用する場合 ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 ○ カヤック、SUP等を利用する場合 ○ 入出港する予定の場所 ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載）	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出内容			
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を发出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号（以下「指示第 79 号」という。）を発出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 79 号を一部改正する指示として、資料 3 - 2 の（案）により日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 83 号を発出するとともに、資料 3 - 4 の（案）により指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び資料 3 - 6 の（案）により指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の一部改正を行う。

1. 改正内容及び理由

（1）指示第 79 号の 4 の(1)に定める報告内容

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号（以下「指示第 82 号」という。）に基づき、遊漁者は、遊漁により太平洋くろまぐろを採捕しようとする際には、届出を行わなければならない、届出を行わず太平洋くろまぐろを採捕した場合は、指示第 82 号違反として裏付命令を発出することとしている。

指示第 79 号の 4 の(1)に基づき報告を行った採捕者が指示第 82 号の二の 1 に基づく届出者であることを確認するため、指示第 79 号の 4 の(1)に定める報告事項に、「届出番号」を新設する。

（2）指示第 79 号の項目番号の修正

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の項目番号を修正する。

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
一 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ① 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 ② 「日本海・九州西広域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五百二十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。 ③ 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。 ④ 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。 ⑤ 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。	1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ① 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 ② 「日本海・九州西広域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五百二十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。 ③ 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。 ④ 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。 ⑤ 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。
二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。	2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 ① 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 ② 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 ③ 遊漁者は、②の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。	3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 ① 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 ② 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 ③ 遊漁者は、②の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
四 報告 ① 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 ② 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス ③ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。） ④ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さという。） ⑤ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所 ⑥ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 ⑦ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 ⑧ 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。） ⑨ ①の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。	4 報告 ① 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 ② 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス ③ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。） ④ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さという。） ⑤ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所 ⑥ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 ⑦ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 ⑧ 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。） ⑨ ①の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五	指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。	5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。
六	その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。	6 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第83号）

- この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- この指示の施行の日前に採捕されたくまぐろ（大型魚）に関する改正前の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号（案）

改正

令和七年 十二月二日日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1| 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2| 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- 3| 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、二十キログラム未満のものをいう。
- 4| 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、二十キログラム以上のものをいう。
- 5| 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- 1| 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。
- 2| 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- 3| 遊漁者は、2|の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四 報告

- 1| 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。
 - (一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
 - (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）
 - (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）
 - (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所
 - (五) 採捕した海域
 - (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号
 - (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号
 - (八) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）
- 2| 1|の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号）

1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案		改正前
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領 令和7年2月25日策定 令和7年12月2日一部改正	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領 令和7年2月25日策定	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領 令和7年2月25日策定
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)の6に定める遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。 委員会長が定める遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。	日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)の6に定める遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務の取扱等について以下のとおり定める。	日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)の6に定める遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務の取扱等について以下のとおり定める。
1. くまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法 委員会指示の四の1に定めるくまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.ifa.maff.go.jp/enoki/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載され、次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。 (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の四の1及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@mailf.go.jp宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。	1. くまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法 委員会指示の4(1)に定めるくまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.ifa.maff.go.jp/enoki/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載され、次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。 (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の4(1)及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4(1)及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の4(1)及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@mailf.go.jp宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。	1. くまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法 委員会指示の4(1)に定めるくまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.ifa.maff.go.jp/enoki/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載され、次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。 (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の4(1)及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4(1)及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の4(1)及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@mailf.go.jp宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。
2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の四の1の3に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。 (2)委員会指示の四の1の3に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。 (3)委員会指示の四の1の4に定める採捕したくまぐろ(大型魚)を産揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。 (4)委員会指示の四の1の5に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。	2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の4(1)に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。 (2)委員会指示の4(1)に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。 (3)委員会指示の4(1)に定める採捕したくまぐろ(大型魚)を産揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。 (4)委員会指示の4(1)に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。	2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の4(1)に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。 (2)委員会指示の4(1)に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。 (3)委員会指示の4(1)に定める採捕したくまぐろ(大型魚)を産揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。 (4)委員会指示の4(1)に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
3. 個人情報等の取扱いについて (略)	3. 個人情報等の取扱いについて (略)	3. 個人情報等の取扱いについて (略)
4. 報告に対する問い合わせ (略)	4. 報告に対する問い合わせ (略)	4. 報告に対する問い合わせ (略)
別添様式 採捕実績報告書及び個人情報情報の取扱いに関する同意書	別添様式 採捕実績報告書及び個人情報情報の取扱いに関する同意書	別添様式 採捕実績報告書及び個人情報情報の取扱いに関する同意書

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の四(1)の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

届出番号	
氏名	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
遊漁船を利用した場合	
遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号	
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】	
船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号	
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数） 年 月 日 （ ） 尾 （ ） kg 重量（うちリリースした重量） 計量方法（※3） （新設）
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）（cm）（※2） （新設）
くろまぐろの採捕方法（※4）	（新設）

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載。
※2 ふん端から尾さまでの長さという。
※3 計量方法は以下から選択。
【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】
（新設）

添付資料のチェック欄（□にノを入れる。）
① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を記する書類の写し □

2 個人情報取扱に関する同意書
上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実施の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を食料、）へ提供される可能性のあることに同意します。

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の四(1)の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

届出番号	
氏名	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
遊漁船を利用した場合	
遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号	
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】	
船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号	
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数） 年 月 日 （ ） 尾 （ ） kg 重量（うちリリースした重量） 計量方法（※3） （新設）
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）（cm）（※2） （新設）
くろまぐろの採捕方法（※4）	（新設）

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載。
※2 ふん端から尾さまでの長さという。
※3 計量方法は以下から選択。
【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】
（新設）

添付資料のチェック欄（□にノを入れる。）
① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を記する書類の写し □

2 個人情報取扱に関する同意書
上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実施の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を食料、）へ提供される可能性のあることに同意します。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年2月 25 日策定
令和7年 12 月2日一部改正

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号(以下「委員会指示」という。)の六に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の四の1に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の四の1及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の四の1の(ロ)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

(2) 委員会指示の四の1の(三)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。

(3) 委員会指示の四の1の(四)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。

(4) 委員会指示の四の1の(五)に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。

(5) 委員会指示の四の1の(六)に定める届出番号は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号の二の8に基づき交付される番号を記入するものとする。

(6) 委員会指示の四の2に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の四の1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

届出番号			
氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）(kg)	採捕した海域
年 月 日	() 尾	() kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）	計量方法（※3）	くろまぐろの採捕（釣り）の方法（※4）
	() cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法は以下から選択。

【ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

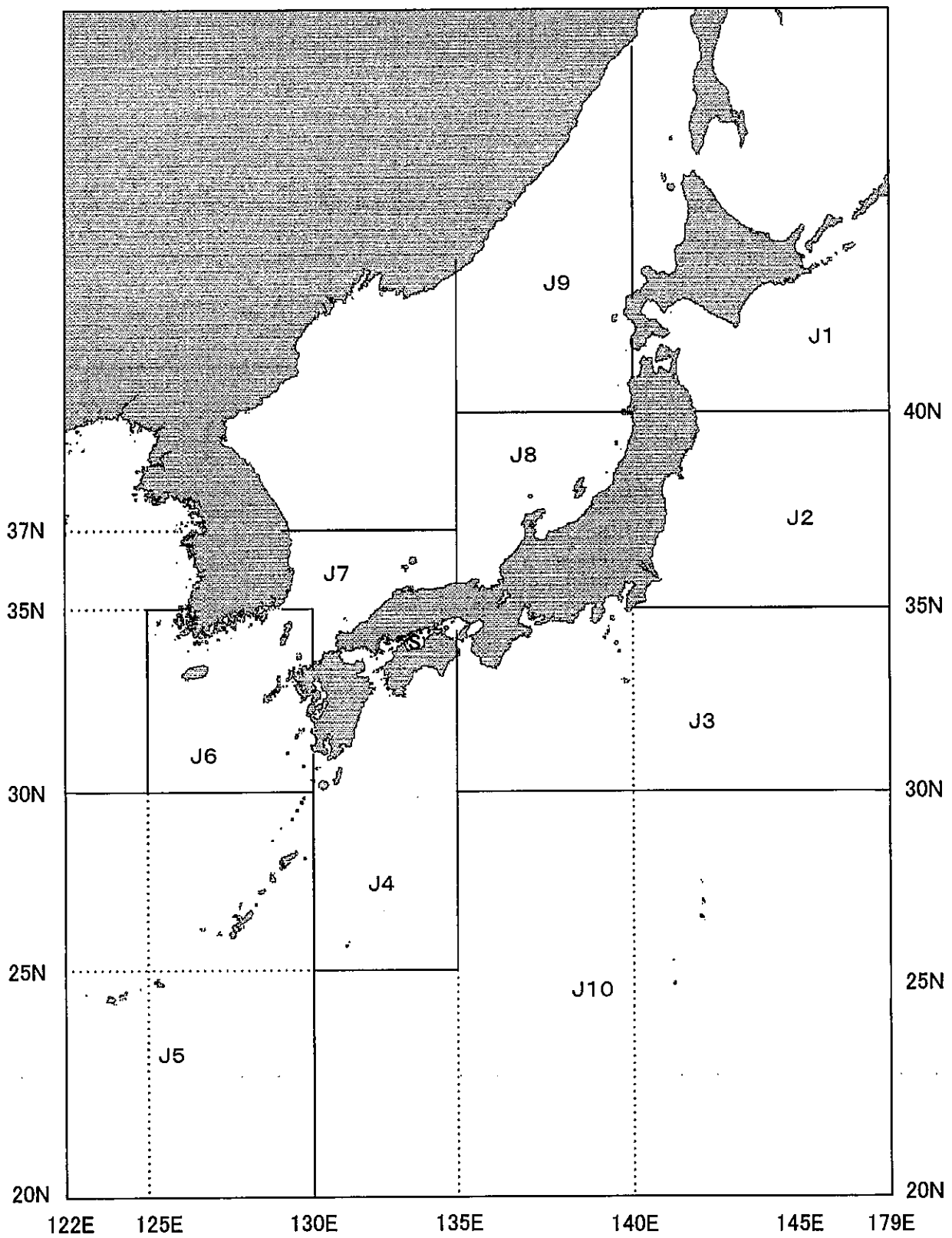
① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

② 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案		改 正 前
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針
令和7年2月25日 令和7年12月2日一部改正	令和7年2月25日 令和7年12月2日一部改正	令和7年2月25日
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。	日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。) <u>は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号(以下「委員会指示」という。)</u> の6に基づく、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。
1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して現地調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。 なお、漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。) <u>第157条第1項に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)</u> として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、 <u>会長(又は会長職務代理)一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u> ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。	1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して現地調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。 なお、漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。) <u>第157条第1項に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)</u> として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、 <u>会長(又は会長職務代理)一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u> ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。	1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。) <u>に報告する。</u> なお、漁業法第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、 <u>会長(又は会長職務代理)一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u> ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。
2. 会長は、上記1の報告を受け、法第121条第4項で準用する法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。 裏付命令の申請に係る手続は、会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	2. 会長は、上記1の報告を受け、法第121条第4項で準用する法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。 裏付命令の申請に係る手続は、会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。 裏付命令の申請に係る手続は、 <u>会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</u>

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 2 月 25 日
令和 7 年 12 月 2 日一部改正

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号（以下「委員会指示」という。）の六に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新の結果について

令和7年12月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐる漁業）①

これまで

自由漁業（曳き網漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
（平成23年4月から順次実施）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
の海域区分

平成26年4月1日以降

●届出制から承認制へ移行
広域漁業調整委員会の指示
に基づき隻数制限を導入

- 平成27年1月 更新1回目
 - 平成29年1月 更新2回目
 - 平成30年7月 更新3回目
 - 令和2年7月 期間延長
 - 令和3年4月 更新4回目
 - 令和5年4月 更新5回目
 - 令和7年4月 更新6回目
- 増枠を踏まえ、漁獲機会
の付与が可能な場合に限
り新規承認を発出



太平洋広域漁業
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐる漁業の管理体制の強化

沿岸くろまぐる漁業の実態把握
（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
トンシ数階層等）

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	
徳島県	969	863	844	835	832	1,695	石川県	1,027	985	298	289	276	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965	922
北海道	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155	福井県	304	282	268	250	244	徳島県	492	476	417	417	417	476
青森県	119	99	0	8	10	22	静岡県	1,025	1,011	957	944	938	香川県	0	0	0	0	0	0
岩手県	33	31	9	21	21	41	愛知県	1	1	1	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33	41
宮城県	175	174	131	131	131	164	三重県	1,077	990	877	838	806	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715	1,694
秋田県	150	150	142	139	138	137	京都府	264	264	264	247	245	福岡県	668	556	534	521	515	507
山形県	719	714	703	627	435	444	大阪府	11	11	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45	101
福島県	367	347	314	296	291	292	兵庫県	253	251	248	248	249	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453	2,554
茨城県	580	545	445	445	445	451	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	熊本県	134	114	59	59	59	63
千葉県	526	515	444	431	418	420	鳥取県	651	580	56	56	56	大分県	146	139	28	21	21	164
東京都	323	297	277	265	259	278	島根県	1,054	1,002	960	957	957	宮崎県	669	568	567	568	548	546
神奈川県	186	164	57	57	57	209	岡山県	0	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332	316	362
新潟県	270	262	172	170	170	192	広島県	1	1	1	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	1
富山県													合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878	19,661

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐる漁業）②

沿岸くろまぐる漁業の承認の一斉更新の結果について（令和7年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	424	1,271		石川県	276			276	山口県	922			922
青森県	1,023	1,132		福井県	244			244	徳島県	9	356	111	476
岩手県		22		静岡県		999		999	香川県				0
宮城県		41		愛知県				0	愛媛県		41		41
秋田県	164			三重県		798		798	高知県	105	1,589		1,694
山形県	137			京都府	255			255	福岡県	507			507
福島県		444		大阪府			6	6	佐賀県	101			101
茨城県		292		兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554			2,554
千葉県		451		和歌山県	66	756	535	1,357	熊本県	63			63
東京都		420		鳥取県	227			227	大分県	25	139		164
神奈川県		278		島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493		546
新潟県	208	1		岡山県				0	鹿児島	359	3		362
富山県	192			広島県				0	沖縄県		1		1
									合計	9,179	9,529	953	19,661

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐる漁業承認数（令和7年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 9,179
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 9,529
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 953

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十一条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
 - ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) 底建網漁業
 - (ニ) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業
 - ヘ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域に

において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和六年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号の3の(1)又は4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百二十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

- (3) 日本海・九州西海域において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

- (4) (1)又は(3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
- イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
- ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

道府県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表 2

道府県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針

令和6年 11 月 26 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注：裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員

会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の 8 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領

令和 6 年 11 月 26 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の 8 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の 3 及び 4 に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の 3 に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の 3 の (1) のイの「くろまぐろの漁獲実績を 1 キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の 3 の (1) のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の 3 の (2) の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の 3 の (1) のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合
 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の 3 の (1) の承認申請期限は令和 7 年 2 月 10 日のため、委員会指示の 3 の (1) のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和 6 管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和 6 管理年度に 1) や 2) に該当した場合は、委員会指示 6 の (2) のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14日以内とする。
- ③ ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 (〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	

富山県	
石川県	境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町9-1)
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号（日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示）に違反した事例

（令和7年10月末時点）

番号	項目	内容
1	違反者の情報	大阪府に住所を有する者
	違反時期	令和7年7月
	採捕海域	京都府浦島礁付近
	採捕等の状況	遊漁によってくろまぐろを採捕し、自身の経営する店舗で提供
	違反内容	承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ
	指導文書の発出日	令和7年7月31日
2	違反者の情報	福岡県に住所を有する者
	違反時期	令和7年8月
	採捕海域	福岡県大島沖
	採捕等の状況	有効な承認を持たずにくろまぐろを採捕し、水揚げ
	違反内容	承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ
	指導文書の発出日	令和7年8月12日

